



LGWAN

Local Government Wide Area Network

総合行政ネットワーク



➤ 特集 LG.JP ドメイン名について

住民や企業がインターネットを利用して申請・届出等の行政手続きを可能とする地方公共団体が増えています。匿名性が高くセキュリティに不安があるインターネット上において、住民や企業が行政サービスを安心して受けるためには、行政サービスの提供者あるいは情報の発信者が地方公共団体又は地方公務員であることが信頼できるドメイン名が必要になります。

このような経緯から、地方公共団体を収容するドメイン名空間「LG.JP」が創設され、平成14年10月1日から運用されています。このLG.JPドメイン名は、国の府省を収容するドメイン名空間である「GO.JP」に対応しています。

本特集では、LG.JPドメイン名について説明をします。

1 LG.JPドメイン名について

(1) LG.JPドメイン名とは

LG.JPドメイン名は、株式会社日本レジストリサービス（JPドメイン名の登録管理と、ドメインネームシステム（DNS）の運用を担う機関。以下「JPRS」という。）が登録・管理する属性型JPドメイン名の一つであり、インターネット空間において地方公共団体を収容するドメイン名です。ここで、属性型JPドメイン名とは、CO.JP（企業）、GO.JP（政府組織）など、組織の種別ごとに区別されたJPドメイン名をいいます。

(2) LG.JPドメイン名の運用

これまで、LG.JPドメイン名の登録資格の審査及び申請取次業務等については、総合行政ネットワーク運営協議会（以下「LGWAN運営協議会」という。）

がLG.JP取扱事業者として推薦した財団法人地方自治情報センター（以下「LASDEC」という。）が担ってきました。地方公共団体情報システム機構法の成立により、平成26年4月1日にLASDECは解散し、LASDECの権利及び義務を承継する地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が新たに設立されたことに伴い、LG.JP取扱事業者としての役割をLGWAN運営協議会から機構に承継する旨の通知がLGWAN運営協議会からJPRSへされました。

これを受け、機構では、平成26年4月1日付けで「LG.JPドメイン名に関する覚書^{※1}」及び「LG.JPドメイン名登録申請等の審査及び取次に関する業務委託契約書^{※2}」をJPRSと改めて締結しました。また、「LGドメイン名登録等に関する特則^{※3}」（以下「特則」という。）及び「LGドメイン名登録等に関する技術細則^{※4}」が、平成26年4月15日付でJPRSにおいて改定されています（図-1）。

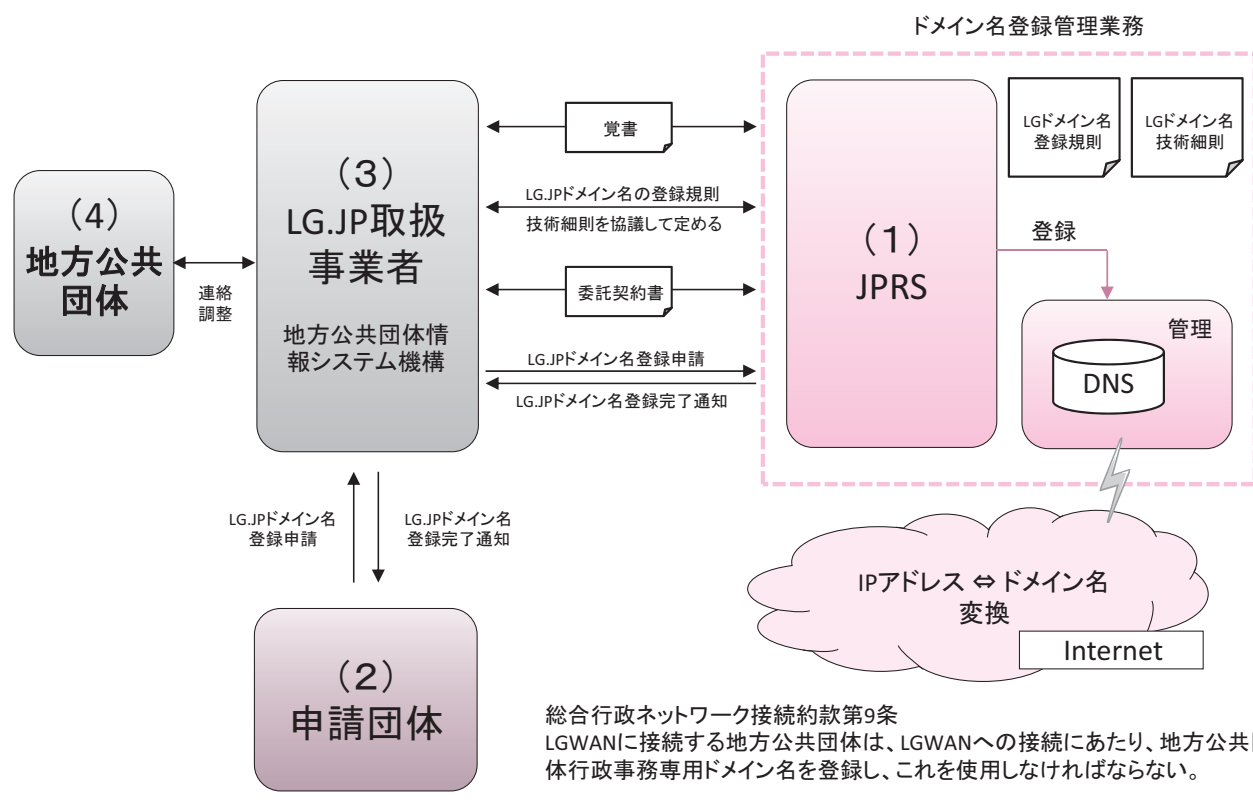
※1 LG.JPドメイン名に関する覚書 <http://jprs.jp/doc/rule/mou-lgjp.html>

※2 LG.JPドメイン名登録申請等の審査及び取次に関する業務委託契約書 <http://jprs.jp/doc/rule/toritsugi-keiyaku-lgjp.html>

※3 LGドメイン名登録等に関する特則 <http://jprs.jp/doc/rule/rule-lgjp.html>

※4 LGドメイン名登録等に関する技術細則 <http://jprs.jp/doc/rule/saisoku-1-lgjp.html>

図-1 LG.JPドメイン名の運用における人格関連図



(3) LG.JPドメイン名の種類

LG.JPドメイン名は、「地方公共団体ドメイン名」と「行政サービス用ドメイン名」に分類されます。

地方公共団体ドメイン名とは、“PREF.HOKKAIDO.LG.JP”、“CITY.KOBE.LG.JP”のように、地方公共団体が個別に登録できるドメイン名で、特則において、「地方自治法に定める地方公共団体のうち、普通地方公共団体、特別区、一部事務組合および広域連合等」であることが登録資格とされているドメイン名です。

また、LG.JPドメイン名は、地方公共団体の真正性を確保し、インターネット上における地方公共団体のウェブサイトやメールアドレスとして使用することを目的としていることから、地方公共団体ドメイン名の登録要件として、「総合行政ネットワークに接続

する地方公共団体」であることが定められています。

一方、行政サービス用ドメイン名^{※5}とは、「地方公共団体、特別区、一部事務組合および広域連合等が行う行政サービスで、機構が認定したもの」を登録対象とするドメイン名と定められています。

また、「行政サービス用ドメイン名に係る行政サービス用ラベル技術細則^{※6}」において、行政サービス用ドメイン名に係る行政サービス用ラベルは、行政サービスの名称もしくはその一部によって構成される文字列、又は当該行政サービスを平易でかつ簡潔に表す文字列とし、“＜行政サービス用ラベル＞.LG.JP”で構成することとしています。

さらに、地域限定サービスについては、原則として、行政サービスを表す文字列の後に、その地域名

※5 行政サービス用ドメイン名に係る行政サービスの認定等に関する要綱(<http://center.lgwan.jp/library/second2.html#C-8-5> (lgwan.jpドメイン名のサイトの閲覧には、LGWAN接続環境が必要です。以下同様。))において「地方自治法第2条第8項に定める自治事務及び法第2条第9項に定める法廷受託事務に係るサービスで、インターネット上で提供されるもの」と定義されており、LGWAN上では使用しません。

※6 行政サービス用ドメイン名に係る行政サービス用ラベル技術細則 <http://center.lgwan.jp/library/second2.html#C-8-6>

表-1 LG.JP ドメイン名の種類及び登録資格、要件等について

	地方公共団体ドメイン名	行政サービス用ドメイン名
組織の種別及び登録資格	地方自治法に定める地方公共団体のうち、普通地方公共団体、特別区、一部事務組合、広域連合等	左記の組織が行う行政サービスで、機構が認定したもの
その他の要件	LGWAN に接続する地方公共団体	利用者に対して提供する行政サービスの内容が明文化されていること
代表者	組織の長又はその指定を受けた組織内の者	行政サービスを提供する組織の長
構成	METRO PREF CITY TOWN VILL UNION ・〈地方公共団体ラベル〉.LG.JP	〈行政サービス用ラベル〉.LG.JP
ラベルの命名ルール	〈地方公共団体ラベル〉は、団体の名称をヘボン式ローマ字に直した文字列（例外あり）	〈行政サービス用ラベル〉は、機構が決定
利用環境	インターネット及びLGWAN	インターネット

を表す文字列をハイフン（“-”）で接続することとしています。例えば、東京都管内の千代田区と中央区が共同で電子申請の行政サービスを提供する場合、“SHINSEI-CHIYODA-CHUO.LG.JP” のように表記することが考えられます※7。

LG.JP ドメイン名は、政府機関が一つの組織で複数の GO.JP ドメイン名を登録することができるのに対し、「登録できる LG ドメイン名数は、LG ドメイン名内については 1 組織あるいは 1 サービスについて 1 とする」と決められています。

地方公共団体ドメイン名と行政サービス用ドメイン名における登録資格、要件等は、表-1 のとおりです。

2 LG.JP ドメイン名のメリット

（１）住民や企業のメリット

LG.JP ドメイン名は、団体ごとに運用ポリシーの

異なる地域型ドメイン名や、日本国内に住所を持つ個人、団体、組織であればだれでも登録可能な汎用 JP ドメイン名又は都道府県型 JP ドメイン名とは異なり、その登録者が地方公共団体であることがドメイン名登録の制度上保証されています。

したがって、匿名性が高いといわれるインターネット上において、行政サービス等が LG.JP ドメイン名で提供されることにより、住民や企業は、安心して行政サービスを利用することができます。

（２）地方公共団体のメリット

ア) LG.JP ドメイン名は、地域型ドメイン名など、既に登録しているドメイン名とは別に、純粋に地方公共団体や行政サービスを収容するドメイン名として使用可能であり、これまでの環境を継続しつつ、サービスの信頼性がより一層高くなります。

イ) LG.JP ドメイン名は、地域型ドメイン名における地方公共団体ドメイン名を登録できなかった一

※7 行政サービス用ドメイン名は、単独の地方公共団体でも使用可能です。

部事務組合や広域連合等も登録が可能となります。そのため、汎用JPドメイン名、都道府県型JPドメイン名といった地方公共団体以外の組織も登録可能なドメイン名とは異なり、登録者が地方公共団体であることを容易に判別することが可能になります。

ウ) LG.JPドメイン名を登録するにあたり、同じ名称の地方公共団体においては、同一のドメイン名を希望する場合が想定されます。ドメイン名の重複については、調整済LG.JPドメイン名登載簿^{※8}により確認するなど事前調整を行うため、ドメイン名の衝突がありません。

エ) 地域型ドメイン名に必要とされた都道府県名ラ

ベルが不要なことから、地域型ドメイン名に比べてドメイン名を短くすることが可能です。

オ) LG.JPドメイン名の登録料や年間維持料は、LGMAN運営経費の都道府県の負担金から負担されており、それぞれの市区町村、一部事務組合、広域連合等の経費負担はありません。

カ) 地方公共団体、特別区及びその機関等を登録対象とする地域型ドメイン名は、新規登録の受付を終了しています^{※9}。そのため、市町村合併等により、新たに行政専用のドメイン名の登録が必要となる地方公共団体は、LG.JPドメイン名を使用することが望ましいと考えます。

なお、LG.JPドメイン名と地域型ドメイン名を比

表-2 LG.JPドメイン名と地域型ドメイン名との比較

	LG.JPドメイン名	地域型ドメイン名 (地方公共団体ドメイン名)
命名の ルール化	・URLやメールアドレスのドメイン名が「LG.JP」であるため、ウェブサイトの提供者やメールの差出人が地方公共団体又は地方公務員と容易に確認できる	・一般地域型ドメイン名との見分けが困難 (例) 地方公共団体：CITY.CHIYODA.TOKYO.JP 一般地域型：EXAMPLE.CHIYODA.TOKYO.JP
	・都道府県名が原則として不要なため、ドメイン名が短い（地方公共団体名に重複がある場合は都道府県名が必要） (例) CITY.KAGOSHIMA.LG.JP	・都道府県名は必須のため、ドメイン名が長くなりがち（都道府県及び政令指定都市は不要） (例) CITY.KAGOSHIMA.KAGOSHIMA.JP
	・登録にあたって、事前に調整するため、ドメイン名の衝突がない（一部事務組合・広域連合等は先願主義）	・登録にあたって事前の調整や確認は行われない
費用（登録料及び年間維持料）	・LGMAN運営経費の都道府県の負担金により一括して負担（地方公共団体ごとの費用負担なし）	・各地方公共団体で負担
地方公共団体組織認証基盤（LGPKI） ^{※10} におけるウェブサーバ証明書等及びメール用証明書の利用	・可	・不可
登録対象	・普通地方公共団体、特別区、一部事務組合、広域連合等の地方公共団体	・普通地方公共団体・特別区及びその機関（一部事務組合、広域連合等は対象外） ^{※11}
	・上段組織が行う行政サービスで、機構が認定したもの	・新規登録の受付は終了しているため、新たな登録は不可

※8 調整済LG.JPドメイン名登載簿 <http://center.lgwan.jp/library/second8.html#J-8>

※9 「地域型JPドメイン名」の新規登録受け付け終了について <http://jprs.jp/whatsnew/notice/2012/20120402-geo.html>

※10 本誌平成24年6月号で特集（「特集／LGPKIが発行する証明書の利用例・登録分局自己点検について」）

※11 属性型（組織種別型）・地域型JPドメイン名登録等に関する規則
<http://jprs.jp/doc/rule/rule.html>（2.2 地方公共団体ドメイン名（1）組織の種別及び登録資格）

較すると、表－2のとおりになります。

3 LGWANにおけるLG.JPドメイン名の必要性

LG.JPドメイン名は、JPRSが管理するインターネット上のドメイン名ですが、LGWAN接続団体間及び政府共通ネットワーク（旧霞が関WAN）接続の府省との電子メールについては、LGWANを配送ルートとすることがLGWAN接続約款第22条の4に基づきルール化されています^{※12}。LGWAN接続団体は、LGWANへの接続にあたり、LG.JPドメイン名を登録し、使用することになり^{※13}、LGWANにおいてもメール送受信に不可欠なドメイン名となっています。

なお、LG.JPドメイン名のメール配送ルートは、図－2のとおりです。

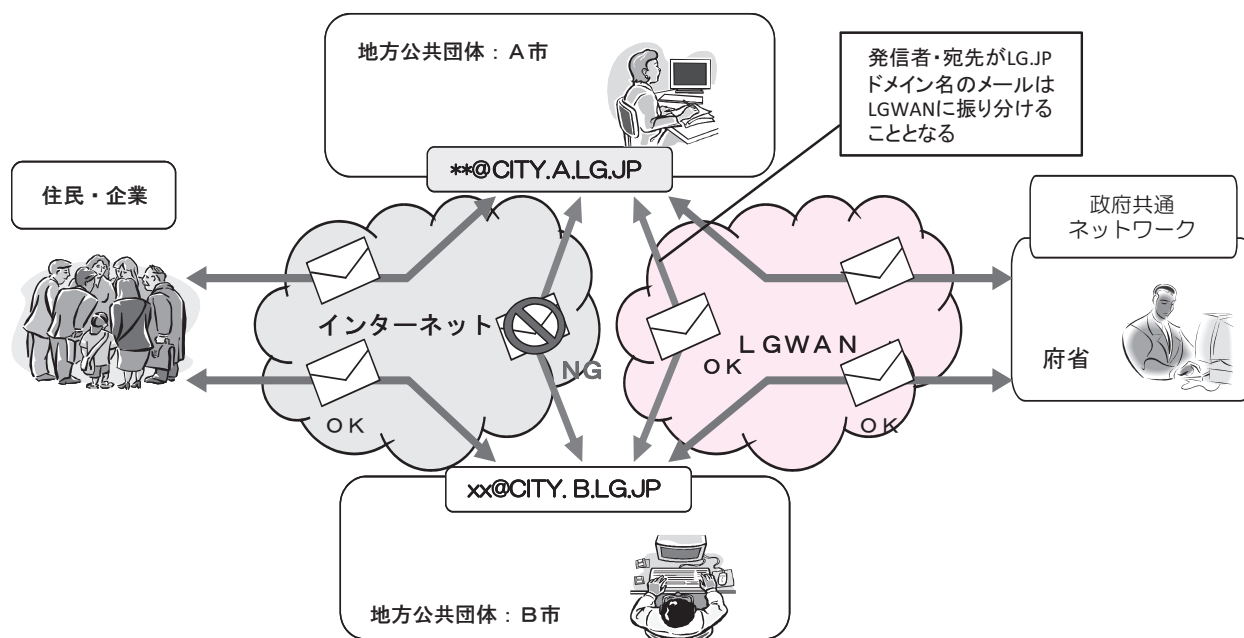
4 LG.JPドメイン名の利用ポリシー

住民や企業等がインターネット上で提供される行政サービスを安心して利用するためには、LG.JPドメイン名の運用においても、LG.JPドメイン名の利用者が地方公共団体や地方公務員であることを担保することが重要となります。

このため、機構では、LG.JPドメイン名の登録対象及びメールアドレスの配付対象者^{※14}を明確にし、全地方公共団体が統一したルールで運用することで、ネットワーク上における地方公共団体の行政事務の真正性・信頼性を確保しています。

また、LG.JPドメイン名を利用できるのは、地方自治法に定められた地方公共団体、特別区、一部事務組合及び広域連合等となります。

図－2 LG.JPドメイン名のメール配送ルート



※12 F-1-1-1 総合行政ネットワーク接続約款 第22条の4 <http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-1-1-1>

F-1-1-2 総合行政ネットワーク接続仕様書 4.5 接続団体内メールサーバの設定
<http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-1-1-2>

※13 F-1-1-1 総合行政ネットワーク接続約款 第9条

※14 J-10 LG.JPドメイン名メールアドレスの配付対象者 http://center.lgwan.jp/library/doc/J/J-10_lgjp_AUP.pdf

5

LG.JPドメイン名の申請手続きについて

LG.JPドメイン名登録等の各種申請は、LG.JP取扱事業者である機構を経由してJPRSにLG.JPドメイン名登録・変更・廃止申請を行う必要があります。これらの申請手続きについては、LGWAN基本アプリケーション・サービス^{※15}の「LG.JPドメイン名登録・変更・廃止申請」から行います。

LG.JPドメイン名を管理するネームサーバ情報やLG.JPドメイン名に関する登録情報に変更が生じた場合は、LG.JP取扱事業者である機構を通じてJPRSに変更情報を登録する必要があります^{※16}。

6

おわりに

LG.JPドメイン名の創設は、地方公共団体がインターネット上で提供する行政サービスの信頼性を確保し、住民や企業が安心してサービスを受けられる

ようにすることを目的としています。

また、LG.JPドメイン名は、地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）が発行する電子証明書と組み合わせることにより、行政サービスのセキュリティをさらに強化し、行政サービスの信頼性をより高めることができます。

インターネット上で、住民や企業が行政サービスを安心して利用するにあたり、ドメイン名の登録者が地方公共団体であることを制度上保証するLG.JPドメイン名は、今後もさらに重要なドメイン名として位置づけられます。

インターネット上で地方公共団体ごとにその運用ポリシーの異なる地域型JPドメイン名や、都道府県型JPドメイン名等を利用し、行政サービスを提供しているLGWAN接続団体においては、LG.JPドメイン名の創設の目的及び使用する意義についてご理解いただき、速やかにLG.JPドメイン名に移行されますようお願いします。

※15 LGWAN基本アプリケーション・サービス <http://www.lgwan.jp>

※16 LG.JPドメイン名の利用に係る申請手続きについては、本誌平成25年2月号（「特集／LG.JPドメイン名の利用について」）で特集しています。

LGWAN-ASPサービス登録／接続状況（平成27年1月9日現在）

LGWAN-ASPサービス提供者の登録／接続状況は次のとおりです。

■アプリケーション及びコンテンツ	登録：390件	■ホスティング	接続：239件
■通信	登録：175件	■ファシリティ	登録：308件

登録／接続済のLGWAN-ASPサービス提供者のリストは、下記URLに掲載しています。

https://www.j-lis.go.jp/lgwan/asp/servicelist/cms_15764241.html